

令和 6 年 2 月 28 日

諮 問 番 号 5 茅行総第 172 号

審 査 庁 茅ヶ崎市長 佐藤 光

事 件 名 5 茅文推第 90 号行政文書公開決定処分取消請求事件

## 答 申 書

審査請求人からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

### 第 1 結 論

茅ヶ崎市長が、令和 5 年 7 月 11 日付け行政文書の公開請求に対し、同月 25 日付け 5 茅文推第 90 号で行った行政文書公開決定処分は、妥当である。

### 第 2 事案の概要

- 1 令和 5 年 7 月 11 日、審査請求人は、茅ヶ崎市情報公開条例（昭和 61 年茅ヶ崎市条例第 2 号）第 4 条の規定に基づき、茅ヶ崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「市民ギャラリー（3、4、5 階）の方針決定に至るまでの庁内での話し合い経緯の分かる文書すべて。（令和 4 年 2 月全協～現在まで）」について、行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同月 25 日、実施機関は、本件公開請求に対し、令和 4 年 4 月 20 日に開催した市民ギャラリーの廃止等に係る関係課協議の議事要旨、同月 22 日に開催した市民ギャラリーの廃止等に係る関係課協議の議事要旨、令和 5 年 1 月 10 日に開催した市民ギャラリーの廃止等に係る関係課協議の議事要旨及び同年 5 月 26 日に開催した両副市長協議に係る資料（「市民ギャラリーの廃止について」、「茅ヶ崎市民ギャラリー及びネスパ茅ヶ崎ビルの今後のスケジュール案」及び「茅ヶ崎市民ギャラリー平面図」）（以下「両副市長協議資料一式」という。）を対象文書（以下「本件請求対象文書」という。）として特定し、行政文書公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年 10 月 24 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第 3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張

(1) 本件審査請求の趣旨

本件公開請求に係る文書の特定が不十分であるから、本件処分の取消しを求める。

(2) 本件審査請求の理由

ア 市民ギャラリーの廃止に関して、どのような議論があつて廃止を推し進めたのか、どなたが決定したのか分かる記録は全くない、と言っていいほどない。

イ 令和2年10月に策定された行政文書の管理に関する指針では、副市長や市長との協議記録は、特に作成を徹底するものとされている。

ウ 記録がないのはあり得ないので、文化推進課、資産経営課の両課に確認したところ、「メモも録音も一切ない」という回答だった。文書は適切に作成されていないし、説明責任も果たしていない茅ヶ崎市公文書等管理条例（令和2年茅ヶ崎市条例第3号）に反した仕事である。

エ 市のトップはどのような考え方で、あくまでも廃止を決定したのかという、最も重要な部分について記録が一切ない。つまり、市は市民ギャラリーの3、4、5階全て廃止するという、市の重要な意思決定について、証拠となる文書を作成していないことになる。

2 実施機関の主張

(1) 令和4年2月開催の全員協議会から現在（令和5年7月25日）まで、市民ギャラリー（3、4、5階）の方針決定に至るまでの庁内での協議について

当該協議については、令和4年4月20日、同月22日及び令和5年1月10日に関係課協議を、また、同年5月26日に両副市長協議を実施しており、それ以外の協議は実施していない。

(2) 本件公開請求に係る文書について

ア 令和4年4月20日、同月22日及び令和5年1月10日の関係課協議については、それぞれ、令和4年4月20日に開催した市民ギャラリーの廃止等に係る関係課協議の議事要旨、同月22日に開催した市民ギャラリーの廃止等に係る関係課協議の議事要旨及び令和5年1月10日に開催した市民ギャラリーの廃止等に係る関係課協議の議事要旨を対象文書として特定し、公開している。

イ 同年5月26日の両副市長協議については、両副市長協議資料一式を対象文書として特定し、公開している。

ウ 本件公開請求に係る文書については、本件請求対象文書が全てである。

よって、本件処分に違法、不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

なお、令和５年５月２６日の両副市長協議の議事要旨については、本件処分時点では、作成していなかったため、行政文書の管理に関する指針に基づき、同年８月２８日に作成し、審査請求人に情報提供している。

#### 第４ 審査会の判断

##### １ 本件公開請求に係る文書について

審査請求人が、本件公開請求を行ったところ、実施機関は本件請求対象文書を特定し、本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件公開請求に係る文書の特定が不十分であるとして、本件処分の取消しを求めている。

一方、実施機関は、本件処分が妥当であると主張していることから、以下、本件請求対象文書以外の文書の有無について検討する。

##### ２ 本件請求対象文書以外の文書の有無について

(1) 当審査会が実施機関に意見聴取を行ったところ、令和４年２月開催の全員協議会から現在（令和５年７月２５日）までの間において、市民ギャラリー（３、４、５階）の方針決定に至るまでの庁内での協議については、令和４年４月２０日、同月２２日及び令和５年１月１０日に関係課協議を、同年５月２６日に両副市長協議を実施しているとのことであり、また、本件公開請求に係る文書については、本件請求対象文書以外のものはないとのことであった。

この点については、審査請求人も、審査請求書や反論書において、実施機関は本件請求対象文書以外に市の重要な意思決定について証拠となる文書を作成していないと述べているところである。

(2) 以上のことから、本件公開請求に係る文書について、本件請求対象文書が全てであるとする実施機関の説明には、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事実も認められない。

##### ３ その他

審査請求人は、第３の１における主張のほか、<sup>ろろ</sup>縷々主張しているが、いずれも上記判断を左右するものではない。

以上のことから、実施機関が行った本件処分は妥当である、と判断した。

#### 第５ 審査会の付言

当審査会の結論は上記のとおりであるが、行政文書の管理について次のとおり付言する。

行政文書の管理に関する指針（以下「指針」という。）では、特に作成が必要な文書として、市長等との協議・報告の記録が位置付けられている。

しかし、本件処分時点では副市長協議の議事要旨が作成されておらず、後日作成し情報提供されたとのことであった。

こうした対応は必ずしも適切なものとは言えないため、茅ヶ崎市情報公開条例及び茅ヶ崎市公文書等管理条例の趣旨に鑑み、指針に基づいて、行政文書が適時に作成されることを望むものである。

#### 第6 審査会の処理経過

令和 5年 12月1日 諮問受理

令和 6年 1月15日 審議（令和5年度第3回審査会）

令和 6年 2月15日 審議（令和5年度第4回審査会）

令和 6年 2月28日 答申

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会

嘉藤 亮（会長）

大川 宏之

熊澤 弘司

原口 佳誠

福島 利宗